

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	大 山 しょうじ

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和5年7月7日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、令和5年2月22日に政策局が記者発表し、同日に「横浜市のYouTubeチャンネルであるCityOfYokohama」から配信した「5本」の「居住推進動画」（以下「居住推進動画」といいます。）について、特定事業者「に支払った13,992,000円は不当な公金の支出に当たります。」と主張していることから、政策局がYouTubeを活用したシテイプロモーション業務として制作した居住推進動画に関する財務会計上の行為について摘示しているものと認められます。

その上で、請求人は、居住推進動画の内容について、キャスティングされた出演者の「悪ふざけばかりで、よくある観光スポットの案内に過ぎず、目的である居住推進には程遠いもの」であり、「「住みたい」「住み続けたい」「選ばれる」都市としてのブランド力向上のためのプロモーション」における「費用対効果がゼロ」、「人によっては、」「費用対効果はマイナス」であるとし、「税金の無駄遣い」と主張しています。しかし、当該主張は居住推進動画の内容に対する請求人の感想や意見であり、当該主張のみをもって社会通念上不当な支出であるとはいえないことから、当該公金の支出が不当であるとする理由を摘示しているとは認められません。

また、請求人は、居住推進動画を特定事業者と制作したことについて、「横浜市は間違った会社を選んでしまったのです。」、「こんな動画に1千4百万円は高すぎます。」と主張

しているものの、当該主張も請求人の感想や意見であり、事業者の選定や特定事業者との契約金額が不当であるとする理由を摘示しているとは認められません。

なお、請求人は、「監査委員への要望」として、「監査委員が動画を見れば、動画に居住推進効果があるかどうか簡単に評価できます。」と主張していますが、居住推進動画の内容は財務会計上の行為には該当しません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。